

都市計画法等の一部改正に伴う集落内開発制度の災害リスクへの対応について

1.法改正の概要等

(1)集落内開発制度とは〈根拠法令：都市計画法第34条第11号〉

- 本市では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域との区分を定めており、市街化を抑制すべき区域を市街化調整区域としている。
- 市街化調整区域の既存集落を形成している区域において、農林水産業の生産環境を守りつつも、生活環境の向上やコミュニティの維持・活性化を図るため、平成22年度に「集落内開発制度」を導入し、定住促進のための土地利用を可能としている。

(2)都市計画法等の一部改正の概要〈R2.6法,R3.10政令,R4.4施行〉

- 頻発・激甚化する自然災害に対応した安全なまちづくりを推進するために改正された都市計画法では、集落内開発制度指定区域における災害リスクの高いエリア（災害レッドゾーン、災害イエローゾーン）を、原則として区域に含まないこととなった。
- 国の技術的助言では、災害イエローゾーンについては、社会経済活動の継続が困難になる等の地域の実情に照らしやむを得ない場合には、例外的に条例区域に含むことを妨げるものではないと示され、安全上及び避難上の対策の実施を求める許可条件を付すこと等で条例区域に含むことが出来ると提示された。

2.条例改正等（附帯決議について）

「熊本市開発許可の基準等に関する条例」は令和4年第1回定例会で議決され、都市整備委員会で条例に関する附帯決議が付された。

- ✓土砂災害警戒区域も安全上の対策を条件に付して集落内開発制度から一律に除外しないこと。
- ✓集落内開発制度の区域見直しが予定されている令和7年までの猶予期間を設けること。
- ✓地域の実情に配慮した運用基準等を定め、市民への周知と理解の促進に努めるよう強く要請する。

3.本市における取扱い（案）

(1)県における運用案

- 災害レッドゾーン等に加え法改正により明確化された「一定の浸水想定区域」は、想定最大規模降雨に基づく想定浸水深が3m以上とする。
- 国の技術的助言を踏まえ、「安全上及び避難上の対策を許可の条件として付す区域」又は「避難場所への確実な避難が可能な区域」については、集落内開発区域から除外しないこととする。

1. 「安全上及び避難上の対策を許可の条件として付す区域」

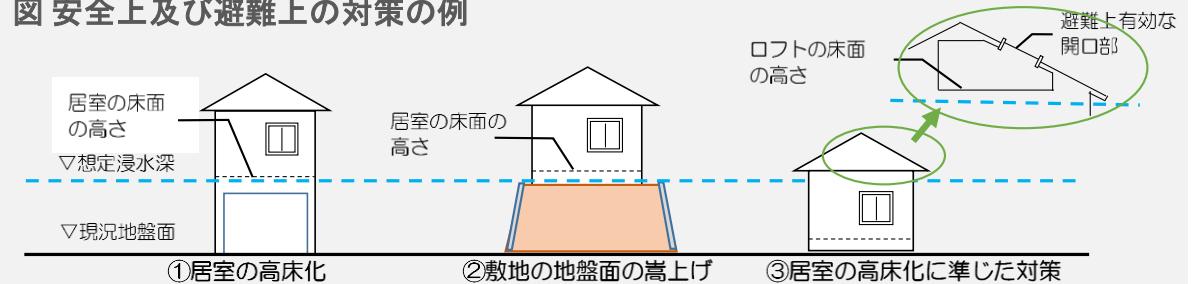
避難可能な居室等の床面の高さが想定浸水深以上となるような対策として、次のようなもの

- ① 居室の高床化
- ② 敷地の嵩上げ
- ③ 居室の高床化に応じた対策（居室と同等の居住性を有し、かつ直接外部への避難が可能な空間を確保）

2. 「避難場所への確実な避難が可能な区域」

市町の地域防災計画に定められた避難場所への確実な避難が可能な土地の区域は、市町が指定する区域

図 安全上及び避難上の対策の例



【今後のスケジュール】

令和4年7月～8月	パブリックコメント
10月頃	新たな運用基準の公表
令和5年4月	運用開始

※県は、従前から土砂災害警戒区域を集落内開発制度指定区域から除外している

(2)本市の進め方

- ✓ 同一都市計画区域内で整合を図ることを基本としつつ、附帯決議等についても、都市計画審議会や地域、関係団体等へ説明し、意見聴取を行う

【今後の予定】

令和4年 7月～8月 地域説明会・パブリックコメント実施予定